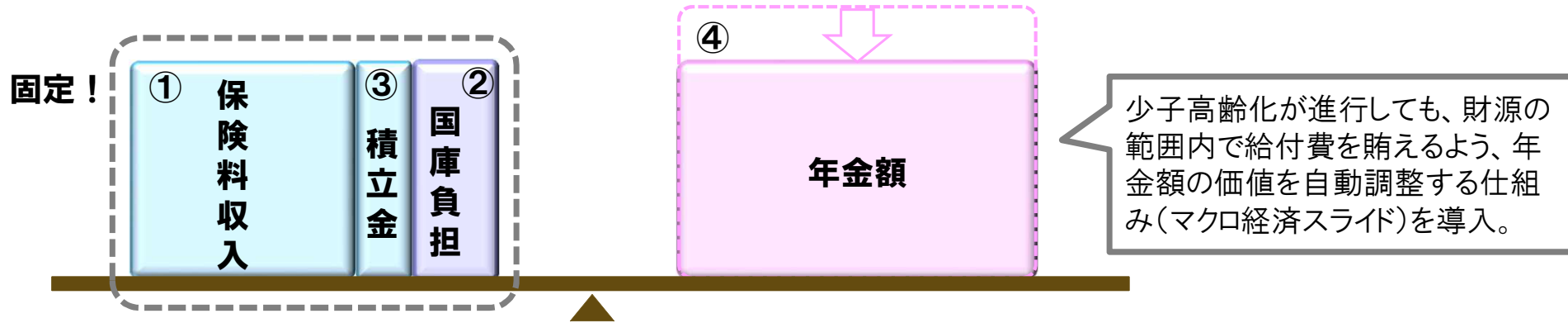


平成26年財政検証における 経済前提の設定について

平成16（2004）年改正による年金制度における長期的な財政の枠組み

- 平成16年の制度改正で、今後、更に急速に進行する少子高齢化を見据えて、将来にわたって、制度を持続的で安心できるものとするための年金財政のフレームワークを導入。
- 社会保障・税一体改革関連法の成立により、平成16年改正財政フレームは一定の完成をみている。



① 上限を固定した上での保険料の引上げ

平成29(2017)年度以降の保険料水準の固定。（保険料水準は、引上げ過程も含めて法律に明記） ※現在の保険料：

- ・厚生年金：18.30%(労使折半)（平成16年10月から毎年0.354%引上げ） 厚生年金18.182%(平成28年9月～)
- ・国民年金：16,900円※平成16年度価格（平成17年4月から毎年280円引上げ） 国民年金16,260円(平成28年4月～)

② 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

平成21年度以降、基礎年金給付費に対する国庫負担割合を2分の1とする。

平成24年「社会保障・税一体改革」により消費税財源確保。

③ 積立金の活用

概ね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとして、積立金を活用し後世代の給付に充てる。

平成24年年金額の特例水準の解消(法改正)により、マクロ経済スライドが機能する前提条件を整備。

④ 財源の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入

現役世代の人口減少とともに年金の給付水準を調整。標準的な年金の給付水準について、今後の少子高齢化の中でも、年金を受給し始める時点で、現役サラリーマン世帯の平均所得の50%を上回る。

※標準的な厚生年金の所得代替率:62.7%(平成26年度) ⇒ 50.6%~51.0%(平成55~56年度) <平成26年財政検証・ケースA~E>

財政検証について

平成16年年金制度改正における年金財政のフレームワーク

- 上限を固定した上での保険料の引上げ
(最終保険料(率)は国民年金16,900円(平成16年度価格)、厚生年金18.3%)
- 負担の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入
- 積立金の活用 (おおむね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとし、積立金を活用して後世代の給付に充てる)
- 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

← 人口や経済の動向

財政検証 →

少なくとも5年ごとに、

- 財政見通しの作成
 - 給付水準の自動調整(マクロ経済スライド)の開始・終了年度の見通しの作成を行い、年金財政の健全性を検証する
- 次の財政検証までに所得代替率(※)が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずる

※所得代替率… 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。

所得代替率 = (夫婦2人の基礎年金 + 夫の厚生年金) / 現役男子の平均手取り収入額

平成26年度: 62.7% 12.8万円 9.0万円 34.8万円

平成26年財政検証の諸前提

人口の前提 — 「日本の将来推計人口」(24年1月、国立社会保障・人口問題研究所) **【低位・中位・高位】**

合計特殊出生率		平均寿命	
2010年(実績)	2060年	2010年(実績)	2060年
1.39	→ 出生高位: 1.60 出生中位: 1.35 出生低位: 1.12	→ 死亡高位: 男: 79.55 女: 86.30	→ 死亡中位: 男: 84.19 女: 90.93 死亡低位: 男: 85.14 女: 91.90

労働力の前提 — 「労働力需給推計」(26年2月、(独)労働政策研究・研修機構) **【労働参加が進む・進まない】**

経済の前提 — 「年金財政における経済前提と積立金運用のあり方に関する専門委員会」での検討
 ⇒ 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(平成26年1月20日)を参考にしつつ、長期的な経済状況を見通す上で重要な全要素生産性(TFP)上昇率を軸とした**【幅の広い複数ケース】**

		将来の経済状況の仮定		経済前提			(参考)	
		労働力率	全要素生産性(TFP)上昇率	物価上昇率	賃金上昇率(実質<対物価>)	運用利回り		
労働市場への参加が進むケース	労働市場への参加が進まないケース					実質<対物価>	スプレッド<対賃金>	経済成長率(実質<対物価>) 2024年度以降20~30年
		ケースA	内閣府試算「経済再生ケース」に接続するもの	労働市場への参加が進むケース	1.8%	2.0%	2.3%	
ケースB	1.6%	1.8%			2.1%	3.3%	1.2%	1.1%
ケースC	1.4%	1.6%			1.8%	3.2%	1.4%	0.9%
ケースD	1.2%	1.4%			1.6%	3.1%	1.5%	0.6%
ケースE	1.0%	1.2%			1.3%	3.0%	1.7%	0.4%
ケースF	内閣府試算「参考ケース」に接続するもの	労働市場への参加が進まないケース	1.0%	1.2%	1.3%	2.8%	1.5%	0.1%
ケースG			0.7%	0.9%	1.0%	2.2%	1.2%	▲0.2%
ケースH			0.5%	0.6%	0.7%	1.7%	1.0%	▲0.4%

その他の制度の状況等に関する前提 — 被保険者及び年金受給者等の実績データ等を基礎として設定
 (有遺族率、障害年金発生率、納付率等) ※ただし、国民年金保険料の納付率については、実績や今後の取組を踏まえ、現状のままの納付率で推移した場合、今後の取組強化等により向上した納付率で推移した場合など複数設定

平成35(2023)年度までの足下の経済前提

○ 内閣府 経済再生ケースに準拠する経済前提 (ケースA~ケースE)

	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	平成32 (2020)	平成33 (2021)	平成34 (2022)	平成35 (2023)
物価上昇率(暦年※1)	2.6 %	2.7 %	2.7 %	2.2 %	2.0 %	2.0 %	2.0 %	2.0 %	2.0 %	2.0 %
実質賃金上昇率 (対物価上昇率)	▲1.6 %	▲0.2 %	▲0.2 %	1.4 %	1.7 %	1.8 %	1.9 %	1.9 %	2.2 %	2.1 %
名目賃金上昇率	1.0 %	2.5 %	2.5 %	3.6 %	3.7 %	3.8 %	3.9 %	3.9 %	4.2 %	4.1 %
実質運用利回り (対物価上昇率)(※2)	▲1.3 %	▲0.8 %	▲0.5 %	0.4 %	1.1 %	1.6 %	2.0 %	2.3 %	2.6 %	2.9 %
名目運用利回り(※2)	1.3 %	1.9 %	2.2 %	2.6 %	3.1 %	3.6 %	4.0 %	4.3 %	4.6 %	4.9 %

○ 内閣府 参考ケースに準拠する経済前提 (ケースF~ケースH)

	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	平成32 (2020)	平成33 (2021)	平成34 (2022)	平成35 (2023)
物価上昇率(暦年※1)	2.6 %	2.3 %	2.0 %	1.4 %	1.2 %	1.2 %	1.2 %	1.2 %	1.2 %	1.2 %
実質賃金上昇率 (対物価上昇率)	▲1.6 %	▲0.7 %	0.3 %	1.5 %	1.6 %	1.5 %	1.4 %	1.3 %	1.5 %	1.5 %
名目賃金上昇率	1.0 %	1.6 %	2.3 %	2.9 %	2.8 %	2.7 %	2.6 %	2.5 %	2.7 %	2.7 %
実質運用利回り (対物価上昇率)(※2)	▲1.3 %	▲0.7 %	▲0.1 %	0.7 %	1.2 %	1.5 %	1.7 %	1.9 %	2.0 %	2.2 %
名目運用利回り(※2)	1.3 %	1.6 %	1.9 %	2.1 %	2.4 %	2.7 %	2.9 %	3.1 %	3.2 %	3.4 %

(※1) 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」の公表値は年度ベースであるが、年金額の改定等に用いられる物価上昇率は暦年ベースである。上表は暦年ベースである。

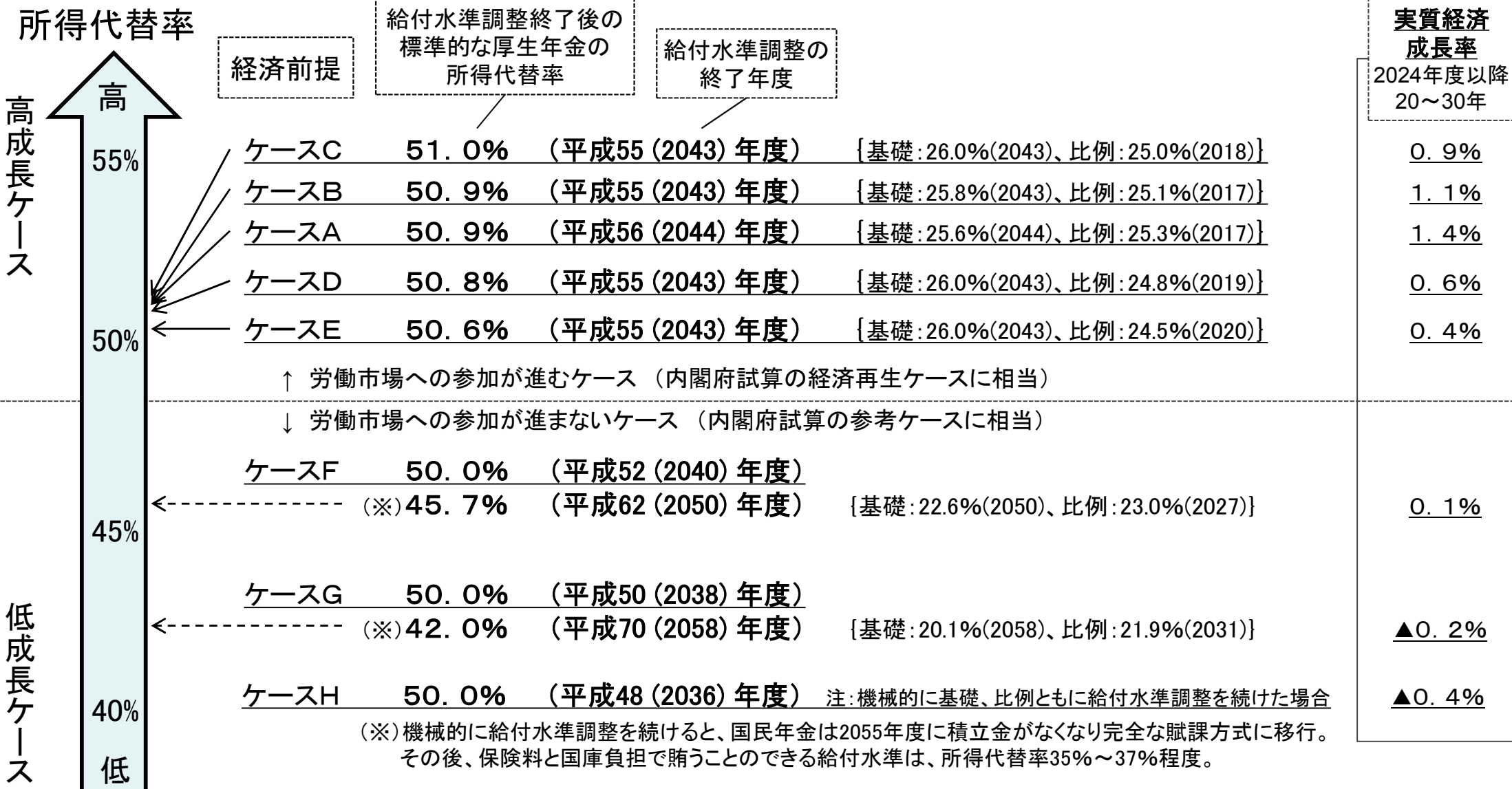
(※2) 名目運用利回りの設定は、長期金利に内外の株式等による分散投資でどのくらい上積みできるか(分散投資効果)を0.4%(平成36(2024)年度以降の長期の経済前提における設定を参考)として、これを加味して設定。また、平成21年財政検証における設定と同様、長期金利上昇による国内債券への影響を考慮して設定。

平成26年財政検証の結果

～所得代替率の将来見通し～

労働市場への参加が進み、経済が持続的に成長するケースでは、所得代替率50%を確保

※人口推計が中位の場合(2060年の仮定:出生率1.35、平均寿命男84.2歳、女90.9歳)



※ 所得代替率50%を下回る場合は、50%で給付水準調整を終了し、給付及び負担の在り方について検討を行うこととされているが、仮に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合の数値。

経済の変動を仮定した場合の影響

経済変動があるため、物価、賃金の伸びが低い年度は、現行の仕組みではマクロ経済スライドがフルに発動しない状況を仮定。

(物価上昇率、賃金上昇率が平成30年度以降、4年周期の変化を繰り返し、変動幅を▲1.2%～+1.2%と設定)

※マクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みとした場合の結果は、『国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しの関連試算－オプション試算結果－』で示している。

経済の変動を仮定しない場合

経済の変動を仮定した場合 (周期4年、変動幅±1.2%)

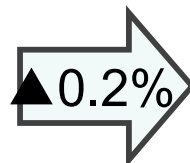
給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率

給付水準調整の終了年度

ケースC

51.0% (2043)

{ 比例:25.0% (2018)
基礎:26.0% (2043)



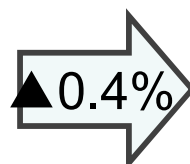
50.8% (2043)

{ 比例:25.0% (2018)
基礎:25.8% (2043)

ケースE

50.6% (2043)

{ 比例:24.5% (2020)
基礎:26.0% (2043)



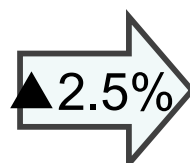
50.2% (2044)

{ 比例:24.5% (2020)
基礎:25.7% (2044)

ケースG

(※) 42.0% (2058)

{ 比例:21.9% (2031)
基礎:20.1% (2058)

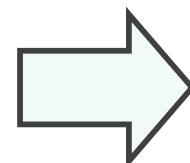


(※) 39.5% (2072)

{ 比例:21.7% (2033)
基礎:17.8% (2072)

ケースH

仮に、機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2055年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行



仮に、機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2051年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行

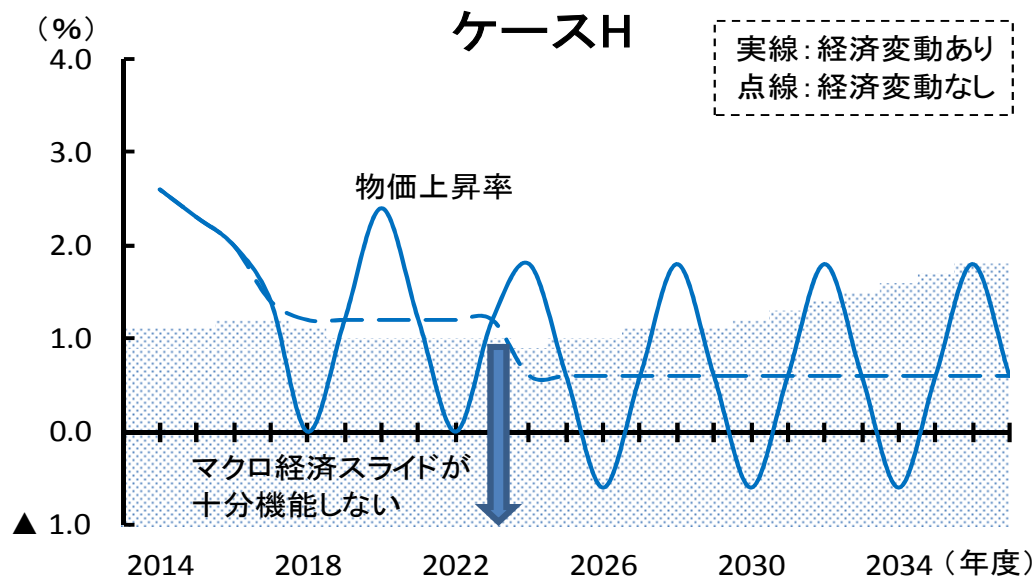
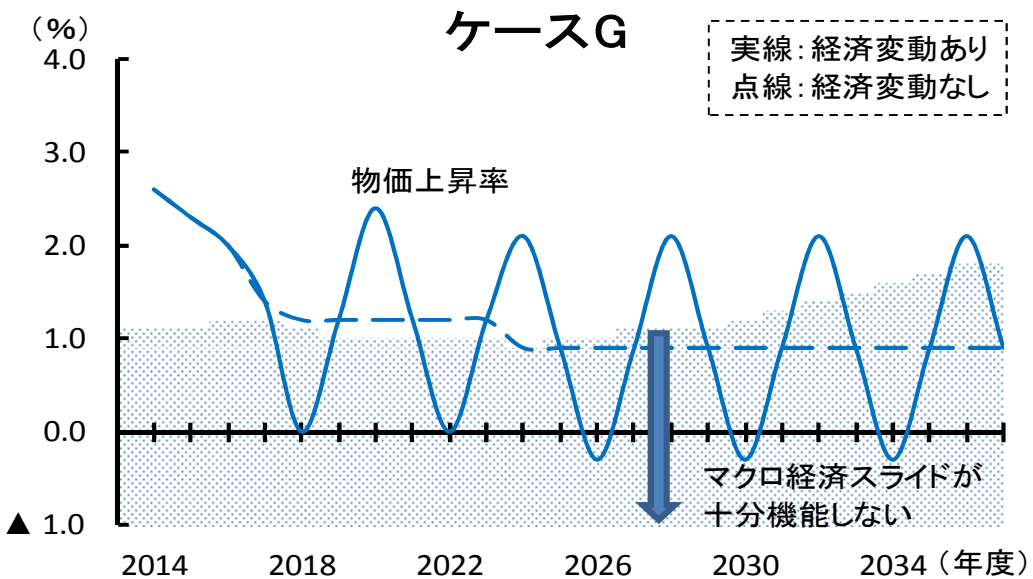
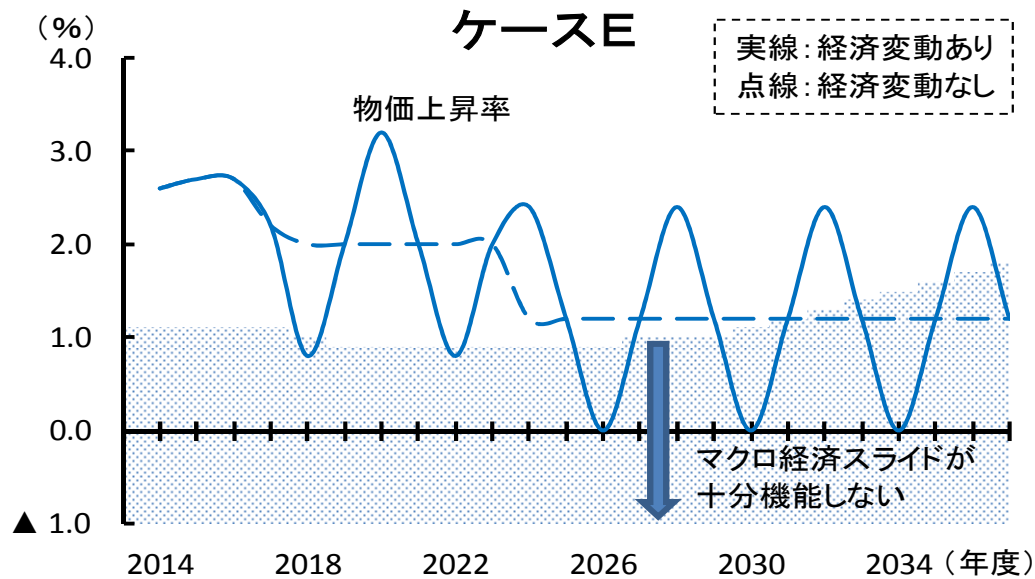
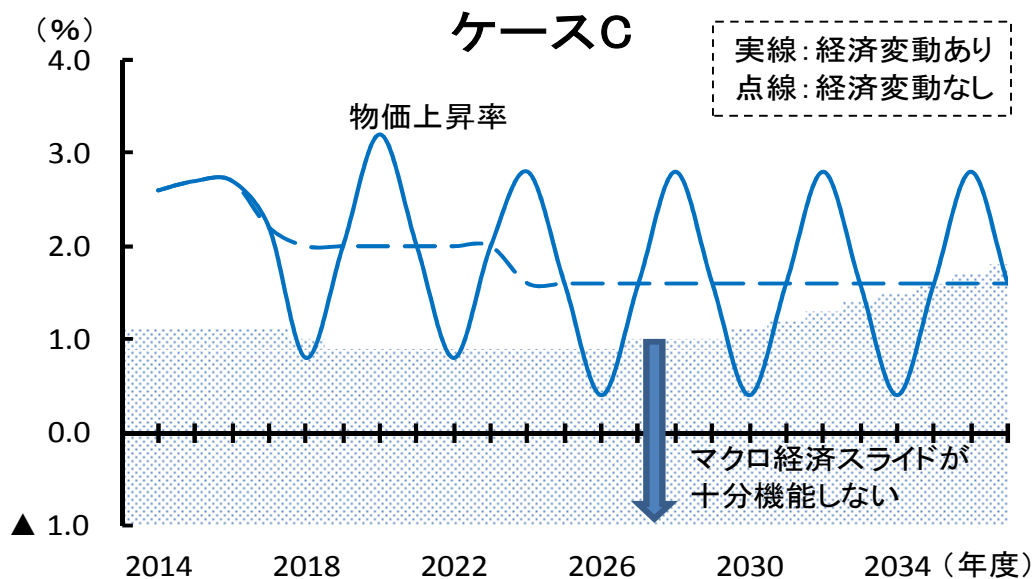
※ 所得代替率50%を下回る場合は、50%で給付水準調整を終了し、給付及び負担の在り方について検討を行うこととされているが、仮に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合の数値。

注:人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)

経済変動を仮定した場合のマクロ経済スライドの発動への影響

○ 物価上昇率がスライド調整率より低い場合、既裁定年金に対するマクロ経済スライドがフルに発動しなくなる。

※下図の網掛け部分は、マクロ経済スライドがフルに発動しない範囲



財政検証に用いる経済前提の基本的な考え方

- 財政検証の結果は人口や経済の長期的な前提に依存するが、これらの前提については財政検証を行う時点において使用可能なデータを用い、最善の努力を払って長期の平均的な姿として妥当なものを設定する必要がある。しかし、人口や経済の長期的な見通しには限界があり、時間が経つにつれて新たなデータが蓄積されると、実績との乖離も生じてくる。このため、少なくとも5年ごとに最新のデータを用いて諸前提を設定し直した上で、現実の軌道を出発点として新たな財政検証を行うことが法律で定められている。

そもそも、財政検証の結果は、人口や経済を含めた将来の状況を正確に見通す予測 (forecast) というよりも、人口や経済等に関して現時点で得られるデータの将来の年金財政への投影 (projection) という性格のものであることに留意が必要である。このため、財政検証にあたっては、複数ケースの前提を設定し、その結果についても幅を持って解釈する必要があるものである。

「年金財政における経済前提と積立金運用のあり方について」

(平成26年3月12日、社会保障審議会年金部会 年金財政における経済前提と積立金運用のあり方に関する専門委員会)より抜粋

経済前提の設定の基本的な考え方

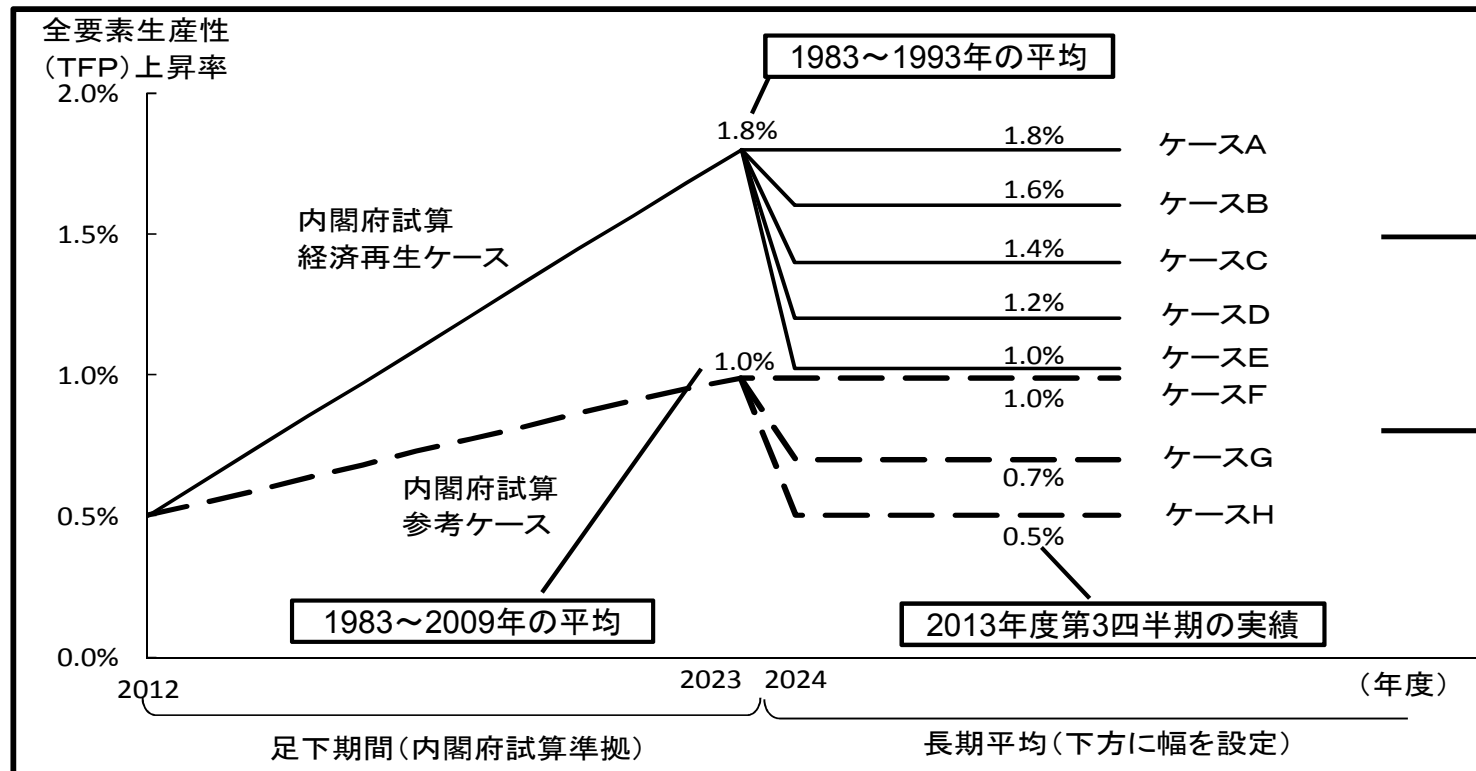
- 財政検証に用いる経済前提(※)については、透明性を確保するため、経済金融の専門家による専門委員会を設け、公開の場における長期間の議論(第1回平成23年10月～第17回平成26年3月)の結果を基に設定

※ 物価上昇率、賃金上昇率、年金積立金の運用利回り

- 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(平成26年1月)や労働力需給推計(平成26年2月)に整合的に設定
- 足下(平成35(2023)年度まで)の経済前提は上記の内閣府試算に準拠して設定
- 長期(平成36(2024)年度以降)の経済前提はマクロ経済に関する試算(コブ・ダグラス型生産関数を用いた長期的な経済成長率等の推計)に基づいて設定

※ 内閣府試算を参考にしつつ、長期的な経済状況を見通す上で重要となる全要素生産性(TFP)上昇率(技術進歩等)を軸として、幅の広い、複数のケースを設定

<長期の経済前提の設定イメージ>



それぞれのケースに対応した物価、賃金、運用利回りを設定

長期の設定に用いるマクロ経済に関する推計の枠組み

過去の実績を基礎としつつ、日本経済の潜在成長率の見通しや労働力人口の見通し等を反映した、マクロ経済に関する試算に基づいて設定。

マクロ経済に関する試算とは具体的には、成長経済学の分野で20～30年の長期の期間における一国経済の成長の見込み等について推計を行う際に用いられる新古典派経済学の標準的な生産関数であるコブ・ダグラス型生産関数に基づいて経済成長率等の推計を行うものである。

経済成長率(実質GDP成長率)

$$= \text{資本成長率} \times \text{資本分配率} + \text{労働成長率} \times \text{労働分配率} \\ + \text{全要素生産性(TFP)上昇率}$$

単位労働時間当たり実質GDP成長率

$$= \text{実質GDP成長率} - \text{労働成長率} \\ = (\text{資本成長率} - \text{労働成長率}) \times \text{資本分配率} + \text{全要素生産性上昇率}$$

(注) 労働分配率-1 = - 資本分配率であることを用いた。

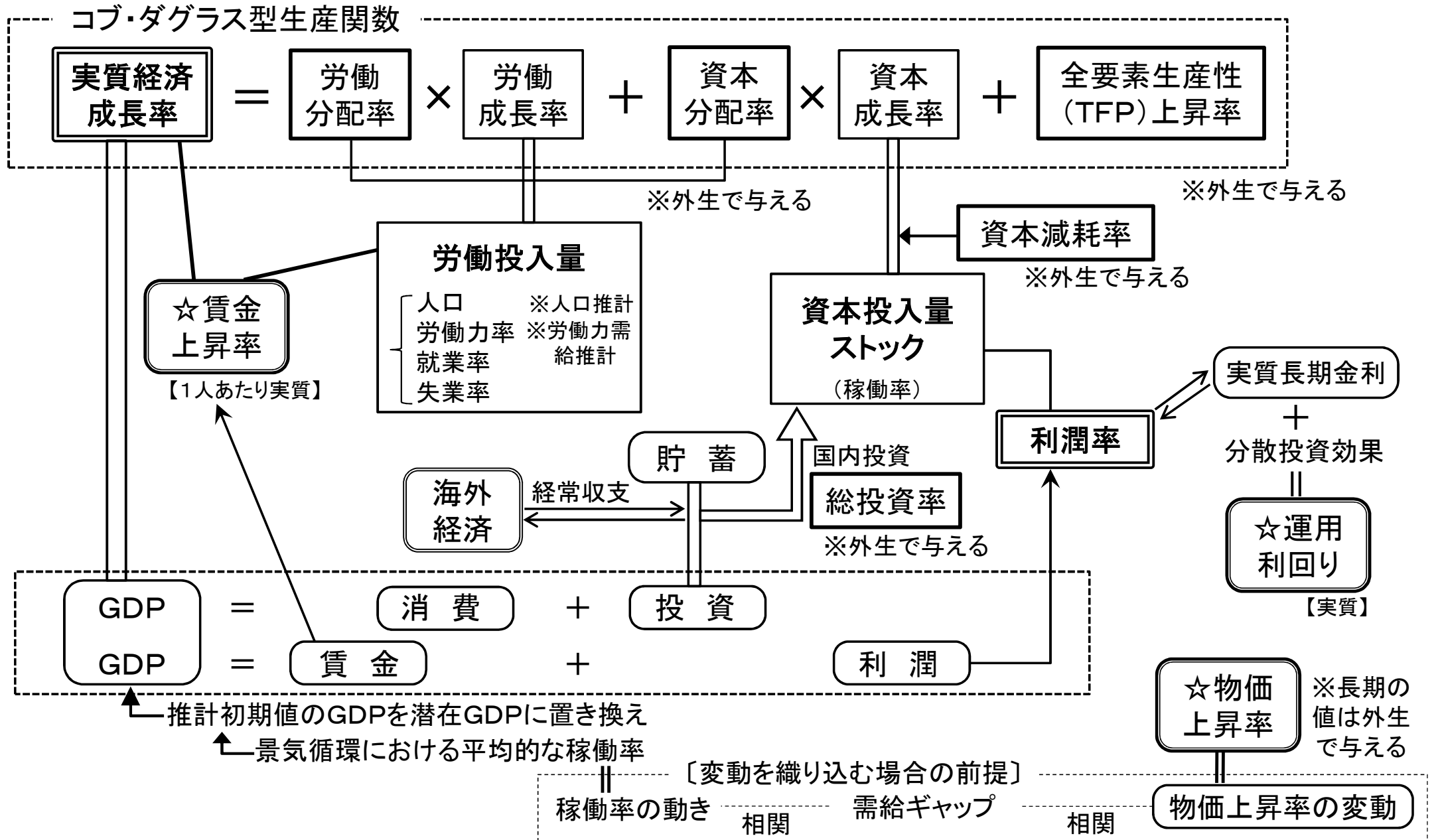
資本成長率 = 総投資率 × GDP / 資本ストック - 資本減耗率

利潤率 = 資本分配率 × GDP / 資本ストック - 資本減耗率

実質賃金上昇率(被用者年金被保険者1人あたり実質賃金上昇率)

$$= \text{単位労働時間あたり実質GDP成長率} + \text{被用者の平均労働時間の変化率}$$

長期の経済前提の設定に用いる経済モデル(概念図・フローチャート)



諸外国の公的年金の財政見通しに用いる経済前提について

- ・ 公的年金は、いずれの国においても長期にわたる持続可能性を確保する観点から、財政見通しの作成が行われており、その前提となる「経済前提」が設定されている。
- ・ 但し、国により、制度の内容、財政見通しの期間、積立水準及び積立金の運用方法等が異っているため、それぞれの状況に応じて「経済前提」が設定されている。
- ・ 経済前提は、基本的には過去の実績の傾向から設定されていると想定される。なお、アメリカやカナダ等の一部の国においては、前提の設定にあたり比較的詳細な設定手法が示されている。
- ・ 欧州委員会〈European Commission〉も年金の将来見通し等を作成し、前提の作成方法を公開している。

諸外国の公的年金の財政見通しに用いる経済前提(総括表)

	アメリカ	カナダ	イギリス	フランス	ドイツ	スウェーデン	フィンランド	日本
参照対象報告書	2012年信託基金報告書	第25次報告書(2009年12月31日時点)	2005年国民保険基金長期財政見通し	2010年4月公表 第8次報告書	2011年年金保険報告書	2011年年金制度年次報告書	2011年長期見通し	平成21年財政検証結果レポート
財政見通し期間	75年間(短期は10年間)	75年間	概ね60年間	概ね40年間	15年間(短期は5年間)	75年間	70年間	概ね100年間
経済前提(最終的な数値)	低コスト 基本 高コスト					楽観的 基本 悲観的	楽観的 基本 悲観的	賃金上昇率、 運用利回り3 通り。
物価上昇率	1.80% 2.80% 3.80%	2.3%	2.87%				1.7%	1.0%
賃金上昇率(名目)					3.3% 4.3% 5.3%			2.9% 2.5% 2.1%
	(実質)	1.71% 1.12% 0.51%	1.3%	1.5% 2.0%	1.8% 1.6% 1.5%	2.0% 1.8% 1.0%	2.1% 1.6% 1.1%	1.9% 1.5% 1.1%
	運用利回り(名目)							4.2% 4.1% 3.9%
(実質)	3.4% 2.9% 2.4%	4.0%	2.0%			5.5% 3.25% 1.0%	4.5% 3.5% 2.5%	3.2% 3.1% 2.9%
積立水準 (前期末積立金÷期中支出)	3.54 (2011年)	4.05 (2010年度)	0.62 (2010年度)	一般制度 0.13 (2009年)	0.96月分 (2010年)	4.1 (2011年)	一般被用者 8.1 (2010年)	厚生年金 4.1 (2010年度)
積立金運用方法	全額財務省特別債券	債券・株式等				債券・株式等	債券・株式等	債券・株式等

社会保障審議会資金運用部会について

位置付け

年金部会が昨年とりまとめた「GPIF改革に係る議論の整理」において、GPIFのガバナンス強化に向け、社保審に会議体を新設し、年金積立金運用に関する重要事項を審議することが提言。また、昨年臨時国会で成立し、本年10月に施行される年金改革法において、厚労大臣は、GPIFの中期目標の策定、中期計画の認可等を行おうとするときは、社保審に諮問しなければならないと規定。

以上を踏まえ、社保審に、年金積立金の管理運用について審議いただく部会を設置。

審議事項

- 中期目標の策定・変更、中期計画（基本ポートフォリオを含む。）の認可、実績評価（審議会への諮問事項）
- 業務方法書の認可（軽微な変更を除く）、役員の任命基準
- その他年金積立金の管理及び運用に関する調査・審議

※基本ポートフォリオは、GPIFの経営委員会で専門的な見地から検討・作成。
厚生労働大臣が認可する際にその諮問を受けて、部会で審議。

構成

年金積立金の運用に関連する分野について専門的な知見を有する委員14名で構成。

任期

2年間
※ 再任あり

開催実績 今後の予定

- 本年3月に設置し、4月に第1回開催
- これまでに計3回開催
- 今後、施行に向け、月1回程度開催予定
- 施行後は、年2,3回程度開催予定
- ※施行後3年目途の運用改革も議論予定

